

受理年月日	令和4年3月23日	所管委員会	教育こども委員会
番号	4年陳情第7号		
件名	子どもの保護環境改善を求める意見書議決について		
陳情者	広島県広島市東区尾長東三丁目15-17 全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会 代表 江邑 幸一		
分割送付	なし		
要旨	<p>今、世の中では、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止を強化することが強く求められています。我が団体も同じ気持ちで活動を行っています。児童虐待阻止の強化が必要です。ただ、児童相談所では子どもの人権、児童の福祉がないがしろにされています。子どもの自殺について児童相談所が取り組んでいないことが非常に残念で、取り組んでほしいです。</p> <p>理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳を超えて保護することは、子どもの定義を逸脱した行為である。 ・児童相談所が1年間に相談を受け、生存確認する人数は18歳までの児童の人口の1%であり、残りの99%の児童の生存確認は一切されず、その対応を、厚生労働省を含め全く検討していないことが問題である。189通報では、児童虐待を阻止できないことが分かる。 ・密室で会議が行われ、児童や親の意見が公平に全く尊重されていないため、第三者の意見や当該児童の意見が反映されない状況である。国連子どもの権利委員会から日本政府に対して、児童相談所の一時保護措置を廃止するように勧告された。 ・虐待の定義が著しく抽象的で、職員の主観であり、児童相談所の恣意に委ねられ、行政裁量となっているため、職員の判断のみで虐待に仕立て上げられる。全て自治体任せであるが、判断の基準や責任の所在が曖昧になっている。県職員等、一般職にできる業務ではなく、警察などの捜査能力がなければ業務を遂行できない。 <p>よって、子どもの保護環境を改善するよう、以下の事項について陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. こども家庭庁発足に先立ち、児童相談所が子どもの人権を遵守する改善策を早期に実施することを求める意見書を国に提出すること。 2. 児童相談所では子どもの人権、意見、意思が全く反映しないシステム、対応となっているため、以下の5点を盛り込んだ子どもの保護環境の改善の確実な実施が確認されない場合は、文部科学省からの予算を児童虐待対応に流用しないことや、同省の人員を児童虐待対応に配置しないことを求める意見書を国に提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・民法で成人は18歳となっているため、成人を保護対象から外すこと。 ・学校で行われる自殺願望、いじめ関係のアンケートに「児童虐待を受けているか」という質問を追加すること。 ・施設入所等の措置を要すると認めるときは、弁護士を子どもの代弁者とするを許可すること。 ・児童相談所職員の面談時は、カメラ及びボイスレコーダーでの記録を義務化し、これに反した場合は、刑事的処罰を受けるものとする。 ・刑事訴訟法第239条第2項に基づき、児童虐待があると思料するときは漏れなく告発すること。できないのであれば、警察がまず必ず捜査し、逮捕後、緊急保護するよう調整すること。 		



全国の児童相談所が行う

子どもに対する人権侵害を阻止する会

Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan



陳情書

令和4年3月7日

福岡市 議会議長 様

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会
広島県広島市東区尾長東3-15-17
代表 江邑幸一

こども家庭庁発足に関する陳情書

<陳情の趣旨>

こども家庭庁発足に先立ち児童相談所が子どもの人権を尊種する改善策の早期実施の意見書を国の関係機関に提出することを陳情します。

1 概要

今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められています。我が団体も同じ気持ちで活動を行っています。児童虐待阻止の強化が必要です。ただ、児童相談所では、子どもの人権・児童の福祉がないがしろにされています。子どもの保護環境を改善していただきたく陳情させていただきます。子どもの自殺について児童相談所が取り組まれていることが非常に残念です。取り組んでほしい。

2 原因

- ①18才を超えて保護することは、子どもの定義を逸脱した行為である。
- ②児童相談所が1年間に相談を受け、生存確認する人数は、18才までの児童の人口の1%であり、残りの99%の児童の生存確認は一切されず、その対応を、全く厚生労働省を含め検討されていないことが問題。189通報では、児童虐待を阻止できないことがわかる。
- ③④密室で会議が行われ、児童や親の意見が公平に全く尊重されていないため、第三者の意見や当該児童の意見が反映されない状況である。国連子どもの権利委員会から日本政府に対して児童相談所の一時保護措置を廃止するように勧告された。
- ⑤「虐待」の定義が著しく抽象的であり、職員の主観であるが、「虐待」の定義が児相の恣意に委ねられており行政裁量となっている為、職員の判断のみで「虐待」に仕立て上げられる。全て自治体任せであるが、判断の基準や責任の所在が曖昧になっている。県職員等一般職にできる業務でない。警察などの捜査能力が無ければ業務遂行ができない。このことから、以下の5点を盛り込んだ確実な実施を求めます。

3 陳情の事項

児童相談所では子どもの人権・意見・意思が全く反映しないシステム・対応となっています。以下の5点を盛り込んだ確実な実施が確認されない場合は、文部科学省からの予算を児童虐待対応に流用しないことや文部科学省の人員を児童虐待対応に人員配置しないことを求める意見書を国の関係機関に提出することを陳情します。

- ①民法で成人は18才となっており、成人を保護対象から外すこと。
- ②学校で行われる自殺願望・いじめ関係のアンケートに、児童虐待を受けていますか。と追加すること。
- ③施設入所等の措置を要すると認めるときは、子どもに弁護士を代弁者とするを許可すること。
- ④児童相談所職員の面談時は、カメラ及びボイスレコーダーでの記録の義務化を強く要望し、これに反した場合は刑事的処罰を受けるものとする。
- ⑤刑事訴訟法 第二百三十九条2に基づき児童虐待があると思料するときはもれなく告発すること。できないのであれば、警察がまず必ず捜査し、その後、逮捕後緊急保護するよう調整すること。